

実施要領

- 1 業務名 佐伯区内道路危険木伐採その他業務（単価契約）
- 2 履行場所 佐伯区内一円
- 3 委託期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで
- 4 入札に付する工種及び他の工種の契約単価の決定
 - (1) 入札に付する工種は、業務の実施が標準的である12号工（設計書のうち工種・名称：12号工 危険木伐採（法面）（運搬なし・現地処分） C = 60cm 以上 120cm 未満とする。

この12号工種を対象に、入札後資格確認型一般競争入札の方法により入札を実施し、落札者を決定する。
 - (2) 他の工種については、落札した12号工種の単価（消費税及び地方消費税相当額を除く。）と設計金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の比率（少数第6位以下切捨て）を他の工種の設計金額に乗じて算出し（1円未満切捨て）、100分の10に相当する額（1銭未満切捨て）を加算した金額をもって契約単価とする。
- 5 契約の締結
落札者と別紙契約書のとおり業務委託契約を締結する。
- 6 契約保証金
予定総額（消費税及び地方消費税相当額を含む）の100分の10以上。
ただし、広島市契約規則第31条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- 7 設計書の数量について
設計書に記載している各工種の数量は、見込数量であり、契約締結後の実施数量を保証するものではない。